

## 4 必要書類の記入

国際ロータリーへの加盟申請には、以下の書類が必要となります。

- 新クラブの調査
- スポンサー・クラブ書式 (該当する場合)
- 新クラブ申請書

すべての書式は、書き込み可能なPDF形式でウェブサイト ([www.rotary.org/downloadlibrary](http://www.rotary.org/downloadlibrary)) からダウンロードできます。

地区ガバナーは各書類によく目を通し、すべての情報に間違いがないことを確認した上で、書式に署名する必要があります。署名した書式は、日本事務局奉仕室に提出します。クラブの控えとして書式のコピーを取ってください。

連絡先情報はすべてRIのデータベースに保存され、ロータリアンへ連絡を取る場合にのみ使用されます。会員は極力Eメールアドレスを提供するよう奨励されています。

補遺資料3には、必要書類に使用されている用語の定義が掲載されています。結成クラブとスポンサー・クラブの役員が、問題なくすべての書式の記入を済ませられるよう、ロータリー用語について説明してください。ご質問がありましたら、日本事務局奉仕室 (クラブ・地区支援担当) 職員までお問い合わせください。また、第6章のよく尋ねられる質問に対する答えもご参照ください。





# 新クラブ結成調査

## RIへの加盟

ガバナーによって指名された調査担当者が記入した上、署名と承認を求めるため、ガバナーに送付してください。

提案する新クラブの名称: \_\_\_\_\_

地区番号: \_\_\_\_\_

地域: \_\_\_\_\_

都道府県名: \_\_\_\_\_

国名: \_\_\_\_\_

以下の各点に関し、所在地域における状況を記述してください。

地域社会の構成（人口、主な産業やビジネスなど）：

同じ地域社会にあるロータリー・クラブの数（該当しない場合は、最も近いロータリー・クラブを挙げてください）：

新クラブの創立会員となる可能性のある人々の氏名と職業を挙げてください（創立会員リスト上で同じ職業分類に属する人の数は限られています）：（詳細はRI定款第5条第2節b項参照）

創立会員となる現役／元ロータリアン（氏名と元の所属クラブを記載してください）：

**調査担当者による評価：**私は、当地域を訪問し、当地域が新ロータリー・クラブの設立に適していることを確認しました。

氏名

日付

## 新クラブの調査 (2ページ目)

地区ガバナーがご記入ください。

### スポンサー・クラブ

スポンサー・ロータリー・クラブ: \_\_\_\_\_

新クラブにはスポンサー・クラブが見つからない。

### 特別代表

姓: \_\_\_\_\_

名: \_\_\_\_\_

所属ロータリー・クラブ名: \_\_\_\_\_

(国名を含め、クラブの正式名称をご記入ください)

Eメール: \_\_\_\_\_

郵便あて先(私書箱の場合、宅配便の送付先となる代替の住所をご記入ください):

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 郵便番号: \_\_\_\_\_

### 地区ガバナーによる判断

この地域社会は新しいロータリー・クラブを支えることが  できる  できない

\_\_\_\_\_

地区ガバナーの署名

\_\_\_\_\_

日付

地区ガバナーは原本を日本事務局奉仕室職員へ送付し、そのコピーをクラブの控えとして取っておいてください。



# スポンサー・クラブ書式

## RIへの加盟

スポンサー・クラブ名: \_\_\_\_\_ ローターリー・クラブ

スポンサー・クラブ番号: \_\_\_\_\_

当クラブの会員は \_\_\_\_\_ をもって、新ロータリー・クラブをスポンサーすることに合意しました。  
日付

この新クラブの名称は、暫定的に \_\_\_\_\_  
(市町村、郡/都道府県/国)

ロータリー・クラブとなることが決められています。

- 当クラブは、スポンサー・クラブとなることに同意します。当クラブは、新クラブの結成と加盟認証状伝達式を援助し、少なくとも1年間は新クラブと密接に協力していきます。
- 当クラブには現在 \_\_\_\_\_ 名の正会員がいます  
(スポンサー・クラブは最低20名の会員を有していなければなりません)。

\_\_\_\_\_  
スポンサー・クラブ会長の署名 日付

\_\_\_\_\_  
スポンサー・クラブ幹事の署名 日付





# 新クラブ申請書

## RIへの加盟

すべての情報を漏れなくご記入ください。記入漏れがある場合は、手続きに遅れが生じることになります。

### 標準ロータリー・クラブ定款

このセクションは、標準ロータリー・クラブ定款に対応しています。

#### 第2条 名称

本会の名称は、 \_\_\_\_\_  
(地域社会名/都道府県名/国名を含む完全な名称)

- ロータリー・クラブとする
- ロータリーEクラブ (いずれか一つに印) とする。

名称は、その地域の地図で容易に確認できるものであり、その地域に不案内な人にもクラブの大体の所在地が把握できるものであるべきである。

#### 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地は、 \_\_\_\_\_ およびその周辺地域である。  
(地域社会名)

所在地域とは、クラブが奉仕を行う地域の地理的な描写です。Eクラブの所在地域は、RI理事会により「全世界」とみなされます。適切なクラブ名の例は、36 ページをご参照ください。

#### 第10条、第4節 役員名

会長 \_\_\_\_\_

幹事 \_\_\_\_\_

会長エレクト \_\_\_\_\_

会計 \_\_\_\_\_

副会長 (複数可) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

会場監督 \_\_\_\_\_

#### 第14条 ロータリーの雑誌 (1つに印を付けてください)。

- 全員が「ロータリアン誌」を定期購読する。
- クラブの全会員、あるいは一部の会員が、次のロータリー公式地域雑誌、 \_\_\_\_\_ を購読しており、この雑誌を購読していない会員は「ザ・ロータリアン」誌を購読している。  
(創立会員リストに全会員の購読希望雑誌が記入されていることを確認してください)
- 当クラブは、RI理事会の指定によりこれらの雑誌の定期購読をしなくてもよい国に所在している。

**新クラブ申請書 (2ページ目)**

**例会**

曜日 \_\_\_\_\_ 時間 (ロータリーEクラブの場合は、クラブの公式ウェブサイトの更新曜日と時刻)

例会場の名称 \_\_\_\_\_

住所 (1行目) \_\_\_\_\_

住所 (2行目) \_\_\_\_\_ 郵便番号 \_\_\_\_\_

オンライン例会用のウェブサイトURL (ロータリーEクラブのみ) \_\_\_\_\_

**RI加盟金**

創立会員数 \_\_\_\_\_ ×15米ドル= \_\_\_\_\_

加盟金が支払われた通貨およびその総額: \_\_\_\_\_

支払い方法:

小切手\*    送金為替    財務代行者

RI日本事務局への銀行口座振り込み

その他: \_\_\_\_\_

\*注: 小切手により支払いを行う米国外のクラブは、米国銀行が振出す小切手でなければなりません (小切手または支払いの証明書類を添えてください)。

**新クラブの連絡先**

クラブが希望する郵送先 (私書箱を含む) がありましたら、以下にご記入ください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電話番号 (国番号と市外局番を含む): \_\_\_\_\_

ファックス番号 (国番号と市外局番を含む): \_\_\_\_\_

Eメール: \_\_\_\_\_

ウェブサイト: \_\_\_\_\_

## 新クラブ申請書 (3ページ目)

### 確認書

以下の項目を慎重にお読みください。ガバナーの署名は、新クラブがRI組織規定に定められた資格条件を満たしたことの証明となります。

\_\_\_\_\_  
(地域社会名/都道府県名/国名を含む完全な名称) 仮ロータリー・クラブは、

ここに国際ロータリーへの加盟を申請し、

1. 国際ロータリーの定款および細則に従い、
2. クラブの定款として標準ロータリー・クラブ定款を採用してその規定を順守し、
3. 常に標準ロータリー・クラブ定款をはじめとする国際ロータリーの組織規定に則した細則を備え、
4. 国際ロータリー以外のいかなる機関にも加盟することも、他機関の会員規則に従うこともせず、
5. 国際ロータリーの加盟クラブとしての諸義務を守り、国際ロータリーの法的義務に従います。

本クラブの会長および幹事の署名をもって、本仮クラブが国際ロータリーの組織既定および方針に従って結成され、本書式に記入されている情報が正確であることをここに証明します。

\_\_\_\_\_  
クラブ会長の署名

\_\_\_\_\_  
日付

\_\_\_\_\_  
クラブ幹事の署名

\_\_\_\_\_  
日付

私は地区ガバナーとして、本申請が国際ロータリーの組織規定およびRI理事会の方針で定められた要件に従っていることを証明し、ここに、本クラブによる当組織への加盟申請を支持します。

- 仮ロータリー・クラブのすべての会員は、地区指導者およびスポンサー・ロータリー・クラブの会員の指導の下、適切なオリエンテーションおよび教育プログラムに参加しました。
- 本クラブは、会員が支払う、クラブの債務を賄うのに適切な額の入会費および年会費を定めました。
- 本クラブは、RI定款の第5条第2節に規定されている指針に従い、バランスのとれた会員構成を有しています。この規定には、「各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる」と記されています。
- 本新クラブに入会する現・元ロータリアンはすべて、会費の滞納がないことを示した、現在または以前の所属クラブからの書面による証明を提出しました。
- (ロータリーEクラブのみ) 本ロータリーEクラブを含め、本地区内のロータリーEクラブ数は、2つ以下となっています。

\_\_\_\_\_  
地区ガバナーの署名

\_\_\_\_\_  
日付

### 創立会員リスト

RI理事会が定めた方針に従い作成した創立正会員のリストを添付します。

新クラブを結成する

